

令和 8 年度

閲 覧 設 計 書

工 事 名	地域資源利活用施設整備事業 金峰ダム地区 8－1 工区
工 事 箇 所	鹿児島県 南さつま市金峰町大坂地内
工 期	令和 9 年 3 月 2 5 日 限り

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
閲覧鑑, 特別仕様書	○
位置図	○
設計内訳（金抜き）	※ ○
図面	○
工事費内訳書（様式）	※ ○
工事内訳書（記載例）	※ ○
県発注建設工事入札参加者の皆様へ	※ ○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問い合わせについては担当係までお願いします。

担 当 係	保全係
電 話 番 号	0 9 9 3 － 5 2 － 1 3 5 8

閲覧方法	電子閲覧 (電子メール閲覧)
------	-------------------

工 事 特 別 仕 様 書

1	工 事 名	地域資源利活用施設整備事業 金峰ダム地区	8－1工区
2	工 事 場 所	南さつま市金峰町大坂地内	
3	工 期	令和9年3月25日(木)限り	

第 1 章 総則

- 1 . 地域資源利活用施設整備事業 金峰ダム地区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、農林水産省農村振興局整備部設計課制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「機械共通仕様書」という)、「施設機械工事等施工管理基準」(以下「機械施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。

共通仕様書等に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

- 2 . 工事施工条件明示
別紙－1「工事施工条件明示」のとおり

第 2 章 工事内容

- 1 . 目的
この工事は、地域資源利活用施設整備事業 金峰ダム地区の事業計画の一環として、金峰ダム小水力発電施設電気設備更新工事を行うものである。

- 2 . 工事概要
本工事の概要は次のとおりである。
主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
小水力発電施設	電気設備工事	1.0 式	
撤去工事	発電設備・電気設備・監視制御装置等	1.0 式	
据付工事	電気設備・監視制御装置	1.0 式	
	受電工事・配管工事	1.0 式	

- 3 . 金峰ダム小水力発電施設電気設備更新工事 一式
施設の概要や詳細な仕様については、別添「特別仕様書(金峰ダム発電所の更新)」によるものとする。

- 4 . 工事数量
本工事の数量は、設計図書及び参考資料による。
受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

第 3 章 施工条件

- 1 . 工程制限
この工事の施工については、施設管理者の金峰ダムの運用に支障を来さないようにしなければならない。

- 2 . 適用する技術基準等
適用する技術基準等は、下記によるものとし、原則最新版の基準を使用することとするが、事前に監督職員と協議し承諾を受けるものとする。

名 称	監修発行所	制定改訂年
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省農村振興局	令和元年
バルブ設備計画設計技術指針	農林水産省農村振興局	平成27年
電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	農林水産省農村振興局	令和元年
電気設備計画設計技術指針(特別高圧編)	農林水産省農村振興局	平成20年
農業用水利施設小水力発電設備計画設計技術マニュアル	農林水産省 構造改善局 建設部設計課・水利課	平成7年
日本工業規格(JIS)		
電気事業法及び法に基づく技術基準		
電気規格調査会標準規格(JEC)		

日本電気工業会標準規格(JEM)		
電線技術委員会標準規格(JCS)		
その他この工事に関係のある法令・条例及び規則等に全て適合しなければならない。		

- 3 . 受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 . 関連工事

当該施工箇所では電気室新築工事を実施中のため、監督職員が求めた場合は、施工計画等の調整を行わなければならない。

関連工事が発注された場合は、同様に施工計画等必要な調整を行わなければならない。

これらの調整の結果、必要な追加工事がある場合は、監督職員と協議を行うものと

2 . 土質

この工事の施工場所の土質は、砂質土・粘性土と想定している。

3 . 関係機関との連絡調整

金峰町土地改良区をはじめ、南さつま市耕地林務課、九州電力送配電(株)など関係機関と連絡を密にし円滑な工事実施に努めること。

4 . 埋蔵文化財

当該事業区域内では、周知の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は確認されていないが、工事中に遺跡等が出土した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

5 . 地下埋設物

工事施工中において、想定されていない埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

6 . 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、市道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

(5) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。

万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

(6) 仮置土砂の飛散防止について

仮置等の土砂については、風による飛散防止対策を十分に図ることとする。

7 . 有価物処分

本工事で発生する撤去後の機器類については、管理者である土地改良区とその取り扱いについて協議し、監督職員に報告すること。

この際、有価物として搬出する場合は、買い取り価格(仕切り書、見積り書等)及び輸送費用が分かる資料により監督職員と協議すること。

8 . 電気設備類の処分

本工事で撤去する電気設備(電気盤)に組み込まれているコンデンサ等で、製造メーカーがPCB含有の可能性を否定していないものについては、PCBの有無を検査すること。検査の結果、PCBが含まれている場合は、その取り扱いについて監督職員と協議すること。

第 5 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、市道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握したうえで、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

2 . その他追加事項

既設水車、発電機の撤去に係る仮設費用は計上しているが、その他の工事に係る仮設が必要な場合は、監督職員と協議を行うこと。

第 6 章 工事用地等

1 . 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経たうえで、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

2 . 金峰ダム敷地内の利用について

当該施設敷地内を工事用地以外の用地として使用する場合は、施設管理者である金峰町土地改良区と協議し承諾を得ること。この場合、協議結果を施工計画書に含めて提出すること。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 . 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) 鋼材等

資 材 名	規 格	備考(用途等)
アンカーボルト	M12、M16	電気設備、遠隔監視設備取付ボルト
ケミカルアンカー		電気設備、遠隔監視設備取付

(2) コンクリート二次製品

資 材 名	規 格	備考(用途等)
ハンドホール		
コンクリートポール		

- (3) 瀝青材料
プライムコートに使用する瀝青材料は、アスファルト乳剤PK3とする。
- (4) アスファルト混合物
 - 1) アスファルト混合物は、原則再生アスファルトを使用するものとし、混合物の標準配合は、舗装施工便覧による密粒度アスコンとする。
 - 2) 標準設計密度は、車道部2.35t/m³、歩道部2.20t/m³とするが、変更することが
 - 3) 骨材寸法は13mm以下とする。
- (5) 基礎碎石
 - 1) 基礎用碎石は、再生切込碎石40mm以下とする。
 - 2) 再生碎石40mm以下の粒度の範囲は、農業土木工事共通仕様書のとおりとする。
 - 3) 再生クラッシャーランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

2. 機器仕様

受注者が制作に使用する機器、材料及び部品等(以下「機器」)は、構造、性能について設計図書に記載された基準の品質又は同等以上の品質を有し、JIS又はその他関係する規格基準に合格したものを使用するものとし、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。

3. カタログ、各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
アスファルト混合物	配合設計書	
土砂碎石類	証明書、試験成績書	
その他資材	カタログ、試験成績書など	

4. 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1. 一般事項

(1) 工事着手

市有地、民地等を使用する場合には、管理者、地権者、了承を得た後に行うこと。

- (2) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について、監督職員と打合せを行い、金峰ダムの運用に支障のない施設整備に努めなければならない。

(3) 検測又は、確認

この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
着工前測量	やり形、丁張り設置後	
材料検収	主要材料到着後	
組合せ試験	組合せ試験実施時	
現場整備及び据付	現地据付時	

2. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削のうち過掘になった部分については、地山と同等以上の材料にて埋め戻し、振動コンパクタ90kg級(又はタンバ60～100kg級)により地山程度以上に転圧しなければならない。

- 2) 掘削土は、埋戻及び盛土に流用するものとする。

ただし、流用に不適当な場合は、搬入土等について、監督職員と協議するものとする。

- 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

法面の崩落等により、ほかの施設に重大な影響が発生又はその恐れが認められる時は、速やかに監督職員と打ち合わせなければならない。

- 4) 掘削中湧水があった場合は、その処理について監督職員と協議しその指示により施工を行うこと。
また、地下水位が高い場合も同様とする。
- (2) 埋戻、盛土
 - 1) コンクリート構造物等の側部概ね50cmの範囲内においては、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級(又はタンパ60～180kg級)等により3回以上転圧を行い所定の密度を確保しなければならない。
 - 2) 盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
- 3 . 基礎工
 - (1) 基礎碎石
基礎碎石は、再生材40mm以下を均等に敷均した後、振動コンパクタ90kg級(又はタンパ60～100kg級)により転圧を行い、所定の密度を確保しなければならない。
- 4 . 道路復旧工
 - (1) 道路復旧
道路及び法面の復旧は、工事開始前の状態に復旧すること。
また、道路舗装復旧等は、沈下しないよう十分に転圧し復旧することとし、沈下等があった場合は、受注者の責任で処理すること。
 - (2) アスファルト舗装工
 - 1) マーシャル試験に対する基準値は、舗装施工便覧によるものとし突固め回数は50回とする。
 - 2) 表層工の施工にあたっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)1～2ℓ/㎡程度を路盤面に均一に散布し、密着をはからなければならない。
 - 3) プライムコートを施工してから交通開放するときは、プライムコートの上に砂0.3m³/100㎡をまいて保護しなければならない。
 - 4) 表層工は振動ローラ3～12t級及びタイヤローラ8～20t級により締固めなければならない。
- 5 . 仮設工
仮設工については、「共通仕様書」等、「土木工事等施工技術安全指針」に則り適正に設置、管理を行うこと。

第 10 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準等に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準等の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。

第 11 章 土砂流出防止対策

1 . 調査

施工計画書を作成するのに先立ち実施するものとする。
現場内を把握するため設計図書を持参し、工事対象区域内の湧水箇所、排水状況、土地利用状況、農地保全施設、土砂流出防止施設、動植物の生態系、気象及び被害状況等を調査し土砂流出防止対策を検討するものとする。
また、取り付け道路、施工区域外部の排水路の流末処理状況、緊急時に影響が及ぶ可能性のある一帯の民家等重要な諸施設の調査を行い、土砂流出防止対策工法を検討する。

2 . 施工計画書の作成

正確、安全な計画を立てることはもとより、現地調査等により検討した土砂流出防止対策工法(発生源対策、流出防止対策、自然環境保護対策等)を加味した施工計画書を速やかに作成し、提出しなければならない。

- 3 . 土砂流出パトロール
降雨時には現場内の法崩れ、その他河川(海)への流出の恐れのある箇所などを事前にパトロールし、危険箇所や流出があった場合、応急的な措置をとると共に、その結果を監督職員に報告し日誌に管理するものとする。
- 4 . その他
上記事項に留意し地区内からの土砂流出は完全に防ぐ心構えで工事施工すること。

第 12 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 . 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
- 2 . 掘削にともない、第4章の1の土質に相違があった場合
- 3 . 転石や岩盤等の出現
- 4 . 地下水位が高い場合、あるいは湧水がある場合
- 5 . 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
- 6 . 排出ガス区分
- 7 . ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4. 9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4. 9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

第 13 章 安全管理

- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 . 交通誘導員の配置
(1) 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。
ただし、地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。
- 5 . 工事施工のための安全対策は、(別紙-2)による。

第 14 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 15 章 その他

- 1 . 前払金及び部分払い、中間前払
当初設計において、別表の前払金を受けるものとして、一般管理の率を計上してあるので、この率については最終変更でも率の補正は行なわない。
なお、前払金額については、監督員と協議のうえ決定することとする。
- 2 . 検査
(1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。
その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
(2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。

- (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
 - (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
 - (5) 中間検査は、原則として概ね進捗50%時点又は、不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。
- 3 . 提出書類
- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを当月25日までに報告するものとする。
 - (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出するものとする。
 - (3) 必要に応じて工事着手までに、該当する市町村の土砂流出防止対策要綱に基づき定められた様式により「工事着手届出」を提出する。
 - (4) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。
- 4 . 受注者に対する措置請求
- 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。
- 5 . 構造物等の充分確認
- 施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。
- なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。
- 6 . 架空線の防護措置
- 架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合には、監督職員と協議し契約変更の対象とする。
- 7 . 施工計画書作成の留意点
- 施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- 8 . 見積もり等による施工単価及び資材単価
- 本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価は下記の工種で、歩掛等の内訳は別添「金抜き設計書」に記載したとおりである。
- (1) 資材単価種別は、金抜き設計書の見積単価一覧表のとおり
- 9 . 個人情報の取り扱い
- 個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-2)を遵守しなければならない。
- 10 . 工事関係書類簡素化の確認
- 本工事の受注者は、契約後速やかに「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」に基づき、作成する工事関係書類を発注者と確認すること。
- なお「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」については、鹿児島県ホームページから取得できる。<https://www.pref.kagoshima.jp/ag09/kansoka1.html>
- 11 . 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更
- (1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

- (2) 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
電線管材	波付硬質合成樹脂管(FEP)	L=519m	R8.7月	九州
硬質塩化ビニル管	HIVE	L=21m	R8.7月	九州

- (3) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- 1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - 2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - 3) 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- (4) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

12 . 機器管理費等

- (1) 本工事には、電気設備管理及び発電設備試験調整に係る費用を計上していることから監督職員と協議し適切に処理すること。

別 紙

特 別 仕 様 書
(金 峰 ダ ム 発 電 所 の 更 新)

目 次

1. 一般事項 -----	
1-1. 適用範囲 -----	
1-2. 設備の概要 -----	
1-3. 納入品目 -----	
1-4. 工期 -----	
1-5. 納入場所 -----	
1-6. 官公庁の手続 -----	
1-7. 試験及び検査 -----	
1-8. 提出書類 -----	
1-9. 保証期間 -----	
1-10. 契約の範囲 -----	
2. 設計要項 -----	
2-1. 適用規格 -----	
2-2. 周囲条件 -----	
2-3. 水力設備の概要 -----	
2-4. 基準標高及び落差 -----	
2-5. 電気方式及び電圧 -----	
2-6. 塗装 -----	
2-7. 銘板等 -----	
2-8. その他 -----	
3. 制御及び保護方式 -----	
3-1. 監視制御方式 -----	
3-2. 運転方式 -----	
3-3. 保護方式 -----	
3-4. 遠方監視制御装置機能 -----	
4. 水車 -----	
4-1. 構成品目 -----	
4-2. 水車本体 -----	
4-3. 入口弁 -----	
4-4. 調速機 -----	
4-5. 付属品 -----	
5. 発電機 -----	
5-1. 構成品目 -----	
5-2. 発電機本体 -----	
5-3. 励磁装置 -----	
5-4. 付属品 -----	
6. 配電盤および関連機器 -----	
6-1. 構造品目 -----	

6-2.	発電機制御盤	-----
6-3.	系統連系盤	-----
6-4.	主変圧器	-----
6-5.	発電機盤	-----
6-6.	所内変圧器盤	-----
6-7.	直流電源盤	-----
6-8.	系統連系用屋外機器	-----
6-9.	ダミー抵抗（ダミーロード盤）	-----
6-10	災害時電源切替盤（緊急放流）	-----
6-11	災害時電源切替盤（ダム管理所）	-----
6-12	災害時電気自動車用電源盤	-----
7.	付帯設備	-----
7-1.	品目	-----
7-2.	ダム管理事務所設置遠方監視制御装置	-----
7-3.	ドアスイッチ	-----
7-4.	監視カメラ（ネットワークカメラ）	-----
8.	撤去機器	-----
8-1.	水車本体	-----
8-2.	入口弁	-----
8-3.	調速機	-----
8-4.	発電機	-----
8-5.	配電盤	-----
8-6.	水車発電卓	-----
8-7.	電線、ケーブル類	-----
9.	試験及び検査	-----
9-1.	工場試験	-----
9-2.	組合せ試験	-----
9-3.	現場試験	-----
10.	据付配線工事	-----
10-1.	電気設備の保管	-----
10-2.	輸送	-----
10-3.	一般事項	-----
10-4.	施行範囲	-----
10-5.	据付後の処理	-----
11.	予備品	-----

1. 一般事項

1-1. 適用範囲

本仕様書は、金峰ダム発電所の小水力発電設備更新に伴う既設機器撤去、更新機器据付及び配管・配線工事に適用する。

工事にあたっては、金峰ダム及びかんがい施設の運用に支障がないよう細心の注意を払って施工を行うこと。

1-2. 設備の概要

本設備は、万之瀬川水系長谷川上流に築造されている集水面積 13.9km²、高さ 57.9m の金峰ダム（ロックフィルダム）の下流河川への責任放流量及び無効放流量のエネルギーを有効利用して発電するダム従属式発電所である。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 最大出力 | 171kw（発電所出力） |
| (2) 使用水量 | 0.6m ³ /s（最大出力時） |
| (3) 有効落差 | 40.31m（ 〃 ） |
| (4) 運転制御 | 随時監視制御方式 |

1-3. 発電設備

品 名	形式・容量	数 量	品 名	形式・容量	数 量
水 車	形式 クロスフロー水車 最大出力 190kw 以上	1 台	配 電 盤		1 式
			諸 設 備		1 式
発 電 機	形式 横軸回転界磁三相 同期発電機 出力 180kVA	1 台	予 備 品		1 式
			据 付 材 料		1 式

注：品名の詳細は各項を参照のこと。

1-4. 工期

令和 9 年 3 月 25 日まで

1-5. 工事場所

鹿児島県南さつま市金峰町大坂
金峰ダム発電所、電気室外

1-6. 官公庁の手続

本設備の製作据付に伴う所管の官公庁手続は発注者が行うが、これに必要な書類及び図面は請負者が準備するものとする。

1-7. 試験及び検査

- (1) 完成検査については、現場代理人あるいは主任技術者が立ち会うものとする。

1-8. 提出書類

- (1) 請負者は、次に示す図書を提出し、承諾を受けるものとする。

a. 設計製作仕様書	3 部
b. 主要機器組立図	〃
c. 単線接続図	〃
d. 据付基礎寸法図	〃
e. 機器配置図	〃
f. 付属品、予備品一覧表	〃
g. その他必要と認めたもの	〃

- (2) 請負者は、発注者の指示により、下記に示す図書を提出すること。

a. 完成図書（取扱説明書、完成図、試験成績表）	3 部
b. 記録写真	〃
c. その他	〃

1-9. 保証期間

保証期間は機器の引き渡し完了日の翌日から起算して1年とする。

1-10. 契約の範囲

本仕様書及び図面による既設機器撤去および更新機器の現地据付までとする。

2. 設計要項

2-1. 適用規格

本設備は、次の法令及び諸規則並びに規格に適合するものとする。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令
- (3) 日本工業規格 (JIS)
- (4) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (5) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (6) 系統連系規定 (JEAC)
- (7) その他関係法令及び規格

2-2. 周囲条件

本設備は、以下に示す周囲の環境条件においても正常な機能を果たし、かつ連続的運転に十分耐えるものとする。

- (1) 屋内に設置する機器
 - a. 周囲温度 $-5^{\circ}\text{C} \sim 40^{\circ}\text{C}$
 - b. 相対湿度 30%～90%
- (2) 屋外に設置する機器
 - a. 周囲温度 $-20^{\circ}\text{C} \sim 40^{\circ}\text{C}$
 - b. 相対湿度 30%～90%

2-3. 水力設備の概要

(1) 取水ダム (金峰ダム)	種類	中心遮水型ロックフィルダム
	高さ	57.9m
	余裕高	2.5m
	堤長	230.0m
	堤長幅	10.0m
	越流堰標高	EL 129.00
	越流幅	84.5m
	越流水深	2.4m
	堤体積	$703 \times 10^3 \text{m}^3$
	上流面勾配	1 : 2.6
	下流面勾配	1 : 1.9
	基礎処理	グラウト注入
	洪水吐形式	自然越流式 (側水路形式)
	設計洪水量	$677 \text{m}^3/\text{s}$
	ゲート	なし
	減勢方法	強制跳水型
	排砂方式	低位部取水ゲート (鋼製ゲート)
	主要寸法	幅 2.0m×高 1.5m×1 門

(2) 取水設備	排砂門敷高	EL 85.31	
	取水する河川名	万之瀬川水系 長谷川	
	取水地点の位置	鹿児島県南さつま市金峰町大坂字穴瀧ヶ平	
	取水方法	金峰ダムの斜樋	
	門扉	高圧スライドゲートφ600×8 基	
	取水口標高	EL 125.15～EL 99.0	
	スクリーン目幅、板厚	20mm、9mm	
(3) 導水路	〃 勾配	1 : 1.0	
	トンネル	種類	鉄筋コンクリート造り
		形式	円形
		断面	2R=4.6m
		延長	221.5m
	導水管	圧力	8.2kg/cm ² 最大静水圧 4.7 kg/cm ²
			最大水撃圧 3.5 kg/cm ²
		管路延長	177.0m
		条数	1 条
		管厚	6.0mm
		内径	φ800mm
		材料	SUS304
		接合方法	電気溶接
		支持方法	コンクリート支台
			リングガーダー支持
(4) 水圧管路	圧力	8.2kg/cm ² 最大静水圧 4.7 kg/cm ²	最大水撃圧 3.5 kg/cm ²
		管路延長	17.6m
		条数	1 条
		管厚	6.0mm
		内径	φ400mm
		材料	SUS304
		接合方法	電気溶接
		支持方法	コンクリート支台
		アンカーブロック	1 個 (T 分岐)
(5) 放水路	放水する河川の名称	万之瀬川水系 長谷川	
	放水地点の位置	鹿児島県南さつま市金峰町大坂字穴瀧ヶ平	
	放水路	総延長 20.44m	
	(イ)放水庭		
	こう長	4.30m	
	勾配	水平	
	断面	長方形	
	断面寸法	内幅 2.2m×内高 1.4m	
	標準巻厚	底版 0.6m 側壁 0.5m 頂版 0.6m	
	(ロ)取合部 (放水路と一体構造)		
	こう長	1.0m	

	勾配	1 : 2.0
	断面	長方形
	断面寸法	内幅 2.2m×内高 1.4～0.9m
	標準巻厚	底版 0.6m 側壁 0.5m 頂版 0.6m
	(ハ)放水路	
	こう長	15.14m
	勾配	水平
	断面	円形
	断面寸法	φ800mm ヒューム管
	標準巻厚	0.284m
(6) 水車	種類、出力及び回転数	
	種類	クロスフロー水車
	出力	190kW 以上
	回転数	600rpm
	台数	1 台
	調速機の種類	
	種類	電気式
	制水門又は制水弁の種類及び主要寸法	
	種類	蝶形弁
	主要寸法	内径 500mm

2-4. 基準標高及び落差

(1) 取水口水位	
最高水位	EL 129.98m
基準水位	EL 129.00m
最低水位	EL 112.13m
(2) 放水口水位	
洪水時水位（洪水位）	EL 86.49m
発電最大使用流量時水位	EL 82.13m
停止時水位	EL 82.13m
ランナ中心高	EL 83.50m
(3) 静落差	
最高	46.48m
基準	45.50m
最低	28.63m

(4) 損失水頭

流量 0.6m³/s にて

斜樋～トンネル～導水管までの損失水頭	5.19m
合計	5.19m

(5) 有効落差及び流量

- ① 有効落差 最高 41.13m
 基準 40.31m
 最低 28.22m
- ② 使用水量 0.6m³/s～0.09m³/s

(6) 発電所標高

水 車 中 心	EL 83.50m
水 車 室 床 面	EL 82.85m
電 気 室 床 面	EL — m
発 電 所 地 表 面	EL 87.00m

2-5. 電気方式及び電圧

(1) 主回路

- a. 系統接続 3 相交流 60Hz 6.6kV
- b. 発電機 3 相交流 60Hz 440V
- c. 所内低圧回路 3 相交流 210V 単相 105V

(2) 操作回路

操作電源は次の 2 種類とする。

直 流：110V

単相交流：105V

(3) 電圧変動

構成する各機器は、発電機の負荷遮断時における速度変動率、最大電圧上昇率に対応する周波数及び電圧変動に対して、安全に運転ができるものとする。

2-6. 銘板等

- (1) 装置には、装置名、型式、製造番号、製造年月および製造者名を記載した銘板を取り付けるものとする。
- (2) 各制御盤、配電盤には、合成樹脂製または金属製の名称板を取り付けるものとする。
- (3) 機器の端子、調整箇所、接続箇所およびケーブル等には、完成図書と対照できる標識を施工するものとする。
- (4) 取扱い上、特に注意を要する箇所については、赤色による表示または注意書きを取り付けるものとする。
- (5) 配管の地下埋設箇所には、変化点等に埋設表示を行うこと。

2-7. その他

- (1) 本仕様書に記載がない事項であっても、構造上または製作据付上において当然具備すべきもの（付属品、補修部品含む）は、受注者の責任において設計に織り込むものとする。

- (2) システム設計にあたっては、維持管理コストの低減に努めるものとする。
- (3) 詳細仕様については、発注者の関係部署と受注者との協議により決定する。

3. 制御及び保護方式

3-1. 監視制御方式

発電所は約 500m 離れたダム管理所を制御所とする随時監視制御方式とし、発電所においても直接運転、停止が可能なものとする。

遠方—直接の制御切換は発電所側のみで行うものとし、切換スイッチを遠方にすれば制御所からの主機の運転—停止及び流量調整運転が可能なものとする（流量設定値は、別途外部より与えられるものとする）。

なお、単独運転、調相運転、試送電等の特殊運転は行わないものとする。

(1) 状態表示項目

下記のとおりとする。詳細は 5－1 工区の完成図書等を参照のこと。

項 目	発電所(30S)	ダム管理所(30S)
遠 方	○	○
準 備 完 了	○	○
運 転	○	○
直 接	○	
入 口 弁 開 / 閉	○	
停 止	○	○
引 込 遮 断 器 入 / 切	○	
並 列 用 遮 断 器 入 / 切	○	○

(2) 制御項目

下記のとおりとする。詳細は 5－1 工区及び 6－1 工区の完成図書等を参照のこと。

項 目	発電所	ダム管理所
運 転 — 停 止 操 作	○	○
遠 方 — 直 接	○	
非 常 停 止	○	
負 荷 制 御	○	○
流 量 設 定	○	○
引 込 遮 断 器 操 作	○	
並 列 用 遮 断 器 操 作	○	

(3) 計測項目

下記のとおりとする。詳細は 5－1 工区及び 6－1 工区の完成図書等を参照のこと。

項 目	発電所	ダム管理所
発 電 機 電 圧	○	○

〃 電 流	○	○
〃 電 力	○	○
〃 電 力 量	○	○
〃 周 波 数	○	○
発 電 機 軸 受 温 度	○	
発 電 機 固 定 子 温 度	○	
水 車 軸 受 温 度	○	
水 車 ケー シ ン グ 水 圧	○	
水 圧 鉄 管 水 圧	○	
発 電 機 回 転 数	○	○
流 量	○	○
所 内 電 圧	○	
所 内 電 力 量	○	
直 流 電 圧	○	
直 流 電 流	○	
使 用 水 量	○	○

(4) 故障表示項目

保護方式及び警報表示は、別途表（3-3. 保護方式）の各項目を発電所の盤およびダム管理所の遠方監視制御装置に表示し、警報できるようにする。

詳細は5－1工区及び6－1工区の完成図書等を参照のこと。

3-2. 運転方式

本発電所の運転は、通常、ダム管理所からの遠隔操作で行う。

重故障が発生した場合は水車発電機を自動停止させ、ダム管理所へ警報を発するものとする。

並列後の負荷調整は流量調整制御による自動負荷調整とする。

ただし、発電機制御盤から手動で発電電力を調整することができるものとする。

3-3. 保護方式

重故障は非常停止、軽故障は警報とし、各故障は配電盤上の集合故障表示器にまとめるか、タッチパネルディスプレイに表示し、停止故障の場合はベル、警報故障の場合はブザーにて警報する。

ダム管理所には重・軽一括故障表示及びベル・ブザーを設ける。

詳細は 5－1 工区及び 6－1 工区の完成図書等を参照のこと。

保 護 項 目	器 具 番 号	保 護 方 式	発 電 所		ダム管理所
			警 報	故障表示 30F	警 報
引込線地絡方向	167G	非 常 停 止	ベ ル	○	べ る (一括表示)
引込線短絡方向	167S			○	
引込線地絡	164			○	
引込線過電流	151			○	
引込線不足電圧	127			○	
引込線過電圧	159			○	
発電機過電圧	59			○	
発電機過電流	51			○	
周波数異常	95H,L			○	
単独運転検出	86P			○	
発電機過速度	12			○	
軸受温度上昇第 2 段	38D ₂			○	
非常停止操作スイッチ	5E			○	
調速機故障	81F2			○	
所内電源異常	27H			○	
自動制御故障	86C			○	
軸受温度上昇第 1 段	38D ₁	警 報	ブ ザ ー	○	ブ ザ ー (一括表示)
発電機温度上昇	49GS			○	
入口弁故障	33ST			○	
直流制御電圧低下	80			○	
直流回路地絡	64D			○	
直流充電器故障	81F			○	
補機故障	30FH			○	
ダム水位低下	33HL			○	
扉開	92			○	
発電所火災	28F			○	

3-4. 遠方監視制御装置機能

ダム管理所に設置する遠方監視制御装置の機能については以下のとおりとする。

詳細は 5 - 1 工区の完成図書等を参照のこと。

機能	内訳	内容	備考
状態監視	設備監視画面	発電所プラント画面を 模式図に表示	・ 電源系統 ・ 設備平面図
運転警報	警報監視	発生中の故障警報リスト 表示	一覧表形式
	故障警報履歴	発生・復旧リスト表示	時系列で一覧表表示
	操作・運転履歴	運転動作リスト表示	時系列で一覧表表示
	非常通報	発電所故障停止時、非常通 報装置への出力	
グラフ	計測値グラフ	設備の各データを トレンドグラフ表示	
帳票	日報	日報表示	
	月報	月報表示	
	年報	年報表示	
ファイル 記録	帳票データ	帳票データの 表示・印刷・保存	
	故障データ	故障の表示・印刷・保存	
運転操作	操作画面	発電所の遠方運転停止操 作	
	流量設定	発電流量設定	

4. 水車（6－1工区完成図書による 次年度以降据付・総合試運転調整予定）

4-1. 構成品目

- ・水車本体
- ・入口弁
- ・油圧調整機
- ・付属品

4-2. 水車本体

(1) 付属品

- ・水車開口部フィードバックトランスミッター 1 式
- ・水車開口部のリミットスイッチ 1 式
- ・グランドパッキン 1 式（3 個）
- ・水車用ガスケット、シール（O リング） 1 式
- ・水車（ガイドベーン）小／大の油圧アクチュエータ用シール 1 式
- ・ベアリング用温度センサー 1 式
- ・水車用ベアリング（アダプタースリーブ含む） 1 式

4-3. 油圧調速機

(1) 付属品

- ・フィルター（高圧フィルター×1、リターンフィルター×1） 1 式
- ・サーボパイロットバルブ 1 式
- ・ソレノイドバルブ緊急閉鎖用 1 式
- ・シリカゲルブリーザーの充填セット 1 式
- ・HPU（水力発電装置）用シールセット 1 式
- ・HPU（水力発電装置）用リミットスイッチ（自動／手動変更） 1 式
- ・カップリング（電動モータ・オイルポンプ） 1 式
- ・電動モータ（含オイルポンプ） 1 式
- ・油量調整バルブ 1 式
- ・ソレノイドバルブコネクター 1 式
- ・圧力計 1 式
- ・油圧ホース 1 式
- ・減圧バルブ 1 式

5. 発電機（5－1工区完成図書による 次年度以降据付・総合試運転調整予定）

5-1. 構成品目

- ・発電機本体
- ・励磁装置
- ・付属品

6. 配電盤および関連機器

6-1. 構成品目

配電盤の構成は本発電所の必要機能を十分に発揮でき、運転操作及び保守点検が容易にできる構造とする。

詳細は備考記載工事の完成図書を参照のこと。

品 名	数	量	備 考
発 電 機 制 御 盤	1	面	6-1 工区にて製作中
系 統 連 系 盤	1	面	5-1 工にて製作済み
発 電 機 盤	1	面	〃
主 変 圧 器 盤	1	面	〃
所 内 変 圧 器 盤	1	面	〃
直 流 電 源 盤	1	面	6-1 工区にて製作中（蓄電池除く）
系統連系用屋外機器	1	式	6-1 工区にて製作中
負荷コントローラ盤	1	面	〃
ダミーロード抵抗器	1	台	〃
災害時電源切替盤 （ 緊 急 放 流 ）	1	面	5-1 工区にて製作済み
災害時電源切替盤 （ ダ ム 管 理 所 ）	1	面	〃
災害時電気自動車用電源 盤	1	面	〃
付 属 品	1	式	

6-2. 直流電源盤（蓄電池）

(1) 蓄電池構成

① 蓄電池 1 式（次年度以降に配備予定）

a. 種類 制御弁式据置鉛蓄電池

b. 型式仕様 MSEX-100（相当）

c. 容量 100Ah/10h

系統電源喪失時に、発電設備の停止動作を行うのに十分なものとし SBA 規格により算出した容量に非常灯負荷容量を加えたもの以上とする。容量は請負者の設計値による。

d. セル数 54 セル

e. 収納方法

電池は引出形とし、容易に点検できるものとする。

6-3. 負荷コントローラ盤（付属品）

(1) 追加付属品構成

- ・多機能パワーメーター（プログラミング含む） 1 式
- ・中央処理装置 1 式
- ・エネルギーメーターモジュール
- ・スイッチング素子セット
- ・小型部品セット
- ・マイクロメモリーカード 2 GB（プログラミング含む）

6-4. 系統連系用屋外機器（本工区 据付、次年度以降調整）

(1) WH パルス変換器箱 1 面（未整備）

(a) 形式

屋外壁掛型（電柱取付）

(b) 構成

売電用電力量計パルス変換器

(2) 取引用計器盤（電力会社支給） 1 台

(a) 形式

屋外壁掛型

(b) 構成

電力量計（検定付） 1 式

7. 付帯設備

7-1. 品目

発電所関連設備として、下記設備を更新する。

品 名	数 量	備 考
遠 方 監 視 制 御 装 置	1 式	5-1 工区にて製作済み
ド ア ス ッ チ	1 式	本工区で整備

7-2. ダム管理所設置遠方監視制御装置（本工区 据付、次年度以降調整）

(1) 形式

デスクトップ型パソコンを主体とする

遠隔監視装置盤（PLC、メディアコンバータ他収納）

(2) 構成

①	F A パソコン	1 台
②	ディスプレイ（21 インチ以上）	1 台
③	キーボード	1 台
④	マウス	1 台
⑤	入出力制御装置（PLC）	1 式
⑥	光信号受信用メディアコンバータ	1 台
⑦	インターネット接続用ルータ	1 台
⑧	OA デスク	1 台
⑨	プリンタ	（既設品流用）
⑩	無停電電源装置	（既設品流用）

7-3. ドアスイッチ（本工区で整備）

(1) 数量

1 式（発電機室、電気室各 1）

(2) 仕様

防湿型マグネットタイプドアスイッチ。

(3) 取付場所

発電機室入口扉および電気室入口扉に取り付けるものとする。

7-4. 監視カメラ（ネットワークカメラ）（本工区 据付、次年度以降調整）

(1) 形式

PTZ 型ネットワークカメラとする

(2) 構成

①	ネットワークカメラ	3 台
②	P o E 給電スイッチングハブ（カメラ電源供給用）	1 台
a.	給電ポート数	4 ポート

8. 撤去機器

8-1. 水車本体

- (1) クロスフロー水車 1 式
- | | |
|-------|--------------|
| 製 作 者 | 株式会社 クボタ |
| 型 式 | KCFT |
| 出 力 | 170Kw |
| 製造番号 | 1Z50400101 |
| 製造年月 | 平成 14 年 11 月 |

(2) 付属水圧計、温度計

(3) 付属配管、弁類

(4) 基礎架台

8-2. 入口弁 1 式 (次年度以降撤去)

- (1) 口 径 500 φ
- (2) 操 作 部 電動操作機構

8-3. 調速機 1 式

8-4. 発電機

- (1) 誘導発電機
- | | |
|-------|-----------|
| 製 作 者 | 株式会社 明電舎 |
| 型 式 | E-ANR |
| 出 力 | 170Kw |
| 電 圧 | 6600V |
| 製造番号 | 1A5260CR1 |
| 製 造 年 | 2002 年 |

(2) 基礎架台

8-5. 配電盤

- a. 監視制御盤
- b. 所内変圧器盤
- c. 並列遮断器盤
- d. コンデンサ盤
- e. 単独運転検出装置 (注入インバータ部を含む)

- f. 低圧電灯盤
- g. 直流電源盤
- h. サーボパック収納盤

なお、放流設備電源分電盤については「改造」となる（次年度以降施工）。

8-6. 水車発電卓

ダム管理所設置デスク盤

8-7. 電線、ケーブル類

撤去機器付属の電源ケーブルおよび制御ケーブル

9. 試験及び検査

9-1. 工場試験（本工区 対象外）

工場試験及び検査の項目は下記とする。

(1) 水車本体

① 組立検査

静止部については、入口管、ケーシング、ハウジング、主軸封水装置及びガイドベーンまでを一体組立するものとする。

- a. 寸法検査
- b. ガイドベーン両側面の間隙
- c. ガイドベーンを閉じたときのガイドベーン先端の間隙、中央、左、右の 3 箇所を測定する。

② ランナ検査

- a. 外径 2 直径につき
- b. 幅 直交 2 断面の 4 箇所

③ 水車軸検査

- a. 寸法検査

④ 非破壊検査

非破壊検査は、浸透探傷検査などとする。検査項目は下記とする。

- a. ケーシング
- b. 水車軸
- c. ランナ
- d. ガイドベーン

⑤ 材料試験

一般市販材料（一般構造用圧延鋼材、構造用炭素鋼など）以外の鋳造品、鍛造品を使用した場合、下記の品目につき原料製作者の試験成績表を提出する。

- a. ケーシング
- b. 水車軸
- c. ランナ
- d. ガイドベーン

(2) 入口弁

① 組立検査

入口弁本体を組み立てた後、次の試験を行うものとする。

- a. 寸法検査
- b. 操作試験

② 非破壊検査

非破壊検査は、浸透探傷検査などとする。検査項目は下記とする。

- a. 弁胴
- b. 弁体

③ 水密検査

入口弁閉の状態において、最高静落差に相当する水压を加え、漏水量の測定を行う。

④ 耐圧試験

水压を受ける部分につき JEC-151 水車(1975)により行う。

⑤ 材料試験

一般市販材料（一般構造用圧延鋼材、構造用炭素鋼など）以外の鋳造品、鍛造品を使用した場合、下記の品目につき原料製作者の試験成績表を提出する。

なお、一般市販の規格に合格した標準品を使用する場合は、本試験を省略することができる。

- a. 弁胴
- b. 弁体
- c. 弁軸

⑥ 電動機

- a. 絶縁抵抗測定
- b. 耐電圧試験

(3) 油圧調速機

油圧調速機の組立を行って、次の試験及び測定を行う。

なお、アクチュエータ部とレギュレータ部が別構成の場合は、個々に試験及び測定を行ってもよい。

① 外観検査

② 性能試験

- a. 操作用電動機操作試験
- b. 各種保護装置特性試験
- c. レギュレータ装置部特性試験

(4) 発電機本体

① 組立検査

発電機組立後に主要な寸法の測定を行う。

② 絶縁特性試験

- a. 絶縁抵抗測定
- b. 耐電圧試験

③ 特性試験

- a. 無負荷飽和特性試験
- b. 無負荷短絡特性試験

④ 諸抵抗損失

⑤ 非破壊検査

下記部分について、浸透探傷検査などを行う。

- a. 主軸
- b. 回転部分の主要溶接部（必要な場合）

⑥ 材料試験

一般市販材料（鋼板 SS、構造用炭素鋼 S-C など）以外の鋳造品、鍛造品を使用した場合、下記の品目につき原料製作者の試験成績表を提出する。

a. 主軸

(5) 励磁装置

- ① 組立構造、外観及び寸法検査
- ② 絶縁抵抗測定
- ③ 耐電圧試験
- ④ 電圧調整装置試験
- ⑤ 付属機器単体特性試験

(6) 所内変圧器

- ① 構造検査
- ② 絶縁抵抗測定
- ③ 加圧試験

(7) 配電盤

① 監視制御装置及び低圧閉鎖配電盤

a. 組立検査

外観構造検査

寸法検査

配線検査

b. 絶縁抵抗測定

c. 耐電圧試験

d. 単体特性試験

制御装置動作特性試験

自動同期装置性能動作試験

e. シーケンス試験

② 高圧閉鎖配電盤

a. 組立検査

b. インターロック機構操作試験

c. 絶縁抵抗測定

d. 耐電圧試験

e. 単体特性試験

保護継電器

f. シーケンス試験

③ 直流電源装置

a. 蓄電池

構造検査

b.充電器

構造検査
絶縁抵抗測定
耐電圧試験
性能動作試験

9-2. 組合せ試験

(1) 発電設備組合せ試験の実施

当地区の発電に係る主要な設備である発電機、発電機制御盤、発電機盤、遠隔監視装置は、複数工区で製作したことから組合せ試験を行っていない。現地据付後の試運転調整、総合試運転調整時のトラブルによる工事の遅延を回避するため、主要設備に係る組合せ試験を行うこと。

試験の結果、現地据付け前に再調整が必要な場合は、現地据付け後の試運転調整等におけるトラブル等を回避するため関連工事業者と協力し対応すること。

(2) 組合せ試験項目

組合せ試験に係る試験項目は、監督職員と協議し決定すること。

9-3. 現場試験（本工区 対象外）

(1) 据付中の水車試験

- ① センタリング及びレベリング
- ② ガイドベーンの締切時のギャップ
- ③ ガイドベーン開度とストロークの関係

(2) 据付完了後の水車試験

- ① 調速機性能試験
- ② 水車制御装置作動試験
- ③ 負荷遮断試験
- ④ 負荷試験
- ⑤ 出力、開度試験
- ⑥ 振動測定

(3) 据付中の発電機試験

- ① センタリング及びレベリング
- ② 軸振れ測定
- ③ 各部ギャップ測定

(4) 据付完了後の発電機試験

水車関係現場試験によるほか、次の項目の試験を行う。

- ① 絶縁抵抗測定

- ② 耐電圧試験
- ③ 諸抵抗測定
- ④ 励磁装置組合せ試験

(5) 配電盤

- ① 監視制御装置、低圧閉鎖配電盤
 - a. 組立検査
 - b. 絶縁抵抗測定
 - c. 保護継電器特性試験（使用タップのみ）
 - d. 各種装置動作試験
 - e. シーケンス試験（遠方監視共）
- ② 高圧閉鎖配電盤
 - a. 組立検査
 - b. 絶縁抵抗測定
 - c. 耐電圧試験
 - d. 保護継電器特性試験
 - e. シーケンス試験
- ③ 直流電源装置
 - a. 絶縁抵抗測定
 - b. 動作試験

10. 据付配線工事

10-1. 電気設備の保管

過年度製作した電気設備は、据付までの間保管場所を確保し保管している。本工事受注後は、その保管を引き継ぐものとする。

10-2. 輸送

輸送に先立ち搬入の方法、荷造り等について計画を作成し、提出するものとする。

輸送にあたり、荷造りは内容物に損傷を与えないよう完全かつ厳重に行うものとし、機器は全て慎重かつ丁寧に現地に搬入するものとする。

(1) 輸送経路及び距離

効率的かつ安全な輸送が行えるような計画とする。

10-3. 一般事項

(1) 一般

- ① 請負者は、現地据付に際しては十分な経験を有する技術者を派遣し、据付その他一切の指導監督に当たらせるとともに、発注者との連絡を緊密にするものとする。
- ② 請負者は機器の搬入並びに据付にあたっては、関連工事の請負者と工程その他について詳細に打合せの上施工しなければならない。

- ③ 請負者は据付に際し、その計画書を発注者に提出するものとする。

(2) 仮設備

工事遂行に必要な仮設備を施工する場合、その計画を提出し、承認を得ること。

- ① 事務所及び倉庫
- ② 工事用電力設備
- ③ 本工事に必要な仮設備

10-4. 施工範囲

(1) 既設機器撤去工事 1 式

更新対象機器の撤去および既設機器付帯電線ケーブルの撤去
必要に応じて、電線管類も対象とする。

(2) 電気設備据付工事 1 式

電気設備機器の据付（基礎アンカーボルト施工含む）、機器間の配線

なお、電気設備機器の耐震設計は過年度工事で行っているが、据付け前に照査を行い、その結果に基づき施工を行うこと。

(3) 配管配線工事関係 1 式

- ① 受電場所～電気室までの電力用ケーブル、制御・操作用ケーブルの手配、敷設配線接続及び当地区の工事範囲に係るコンクリートポール、パンザマストの手配、設置工事
- ② ケーブル整理棚、ケーブルダクト、クリート及び必要な取付金具並びにケーブル配線用配管工事等一式
- ③ 発電機を除く各機器に対する接地線工事
- ④ 電気室～発電所、電気室～ダム管理所、災害時電気自動車用電源盤への配線工事（入線）については次年度以降の施工を予定している。
- ⑤ 電気室周辺の工事については建築工事完成図を優先する。

(4) 接地工事関係

接地極および接地端子箱は設計図書に基づき施工すること。疑義がある場合は監督職員と協議すること。

(5) 雑工事関係

- ① ケーブルトラフ工事 1 式
必要な場合
- ② 吊込用、埋込用のアンカーの施工 1 式
- ③ その他雑工事 1 式

(7) 各設備装置の溶接及び塗装工事 1 式

10-5. 据付後の処理

据付工事が完了したときは、清掃を完全に行った後、引き渡しを行う。

11. 予備品 (本工区 該当なし)

品 名			数 量	備 考
水 車 関 係	1)	水車軸受	1 台分	
	2)	主軸封水パッキン	1 台分	
発 電 機 関 係	1)	発電機軸受	1 台分	サイリスタ励磁
	2)	シリコンダイオード	1 相分	〃
配 電 盤 関 係	1)	ランプ	各種 100%	
	2)	ヒューズ	各種 100%	

工事施工条件明示

工事名： 地域資源利活用施設整備事業 金峰ダム地区 8－1 工区

(令和8年1月版) 別紙- 1

明示事項		明示内容	該当	出典	頁														
基本事項	1 概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算、工期設定	－	共通仕様書 ③1-1-19	244														
	2 契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	－														
	3 前払金	・ 前払金を40％の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	－														
		・ 中間前払金を請求することができる。	○																
	4 部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし、前払金がある場合も2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払は行わない。	○	契約書 第38条	－														
	5 繰越予定工事の工期	・	－	共通仕様書 ③1-1-3	238														
	6 余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-4	238														
	7 週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244														
	8 環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領(工事編)」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-43	252														
	9 品質証明	・ 品質証明の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-9	240														
	10 中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238														
	11 法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-52	24														
	12 熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-25	246														
	13 時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-23	245														
	14 施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-28	247														
	15 現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	○	共通仕様書 ③1-1-21	245														
	16 建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239														
	17 三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページによる。	－	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244														
	18 快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-22	245														
	19 施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table><tr><td>歩掛名</td><td>使用基準</td><td>制定元</td></tr><tr><td>現場発生品及び支給品運搬</td><td>令和7年度土木工事標準積算基準書</td><td>鹿児島県土木部</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	歩掛名	使用基準	制定元	現場発生品及び支給品運搬	令和7年度土木工事標準積算基準書	鹿児島県土木部										○	共通仕様書 ③1-1-20
歩掛名	使用基準	制定元																	
現場発生品及び支給品運搬	令和7年度土木工事標準積算基準書	鹿児島県土木部																	
20 石綿使用の有無	・ 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	○	共通仕様書 ①1-1-54	24															
21 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更	・ 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-45	253															
工事関係	22 夜間工事	・ アスファルト合材夜間小ロセット料金が発生する工事	－	共通仕様書 ③1-1-24	245														
	23 1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	－	共通仕様書 ③1-1-26	246														
	24 ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	－	特別仕様書	－														

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する ー：該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：地域資源利活用施設整備事業 金峰ダム地区 8-1 工区

(令和8年1月版) 別紙-1

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																																									
工事関係	25 ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-15	243																																									
	26 コンクリート	<table><tr><td>呼び強度 (N/mm2)</td><td>スランブ (cm)</td><td>粗骨材最大寸法 (mm)</td><td>水セメント比 (%)</td><td>セメントの種類</td><td>使用目的</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																															－	共通仕様書 ③2-2-1	254					
	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																								
	27 構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：	－	共通仕様書 ③2-2-2	254																																									
	28 遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)	○	試行要領	－																																									
建設副産物	29 建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称： 受入場所の所在地： 搬出土量：m ³ 運搬距離：km その他：	－	共通仕様書 ③1-1-38	249																																									
	30 再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table><tr><td>資材名</td><td>規格</td><td>備考</td></tr><tr><td>再生切込砕石</td><td>RC-40</td><td>ハンドホール基礎</td></tr><tr><td>再生密粒度アスコン</td><td>As</td><td>舗装復旧</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	資材名	規格	備考	再生切込砕石	RC-40	ハンドホール基礎	再生密粒度アスコン	As	舗装復旧							○	共通仕様書 ③1-1-39	250																										
	資材名	規格	備考																																											
	再生切込砕石	RC-40	ハンドホール基礎																																											
	再生密粒度アスコン	As	舗装復旧																																											
31 建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																										
32 指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																										
33 建設リサイクル法	①分別解体の方法 <table><tr><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■ 有 □ 無</td><td>☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■ 有 □ 無</td><td>☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎工事</td><td>基礎工事 ■ 有 □ 無</td><td>☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■ 有 □ 無</td><td>☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属物</td><td>本体付属物の工事 ■ 有 □ 無</td><td>☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用</td></tr></table> ②施設の名称及び所在地 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td>コンクリート(無筋)</td><td>南州砕石(株)吹上工場</td><td>日置市吹上町田尻4415</td><td>18.9km</td></tr><tr><td>アスファルト(掘削)</td><td>NANSAYアスコン(株)アドバンテック南蔵アスコン工場</td><td>南さつま市加世田川畑11799-1</td><td>11.4km</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ③受入時間 南州砕石(株)吹上工場：8時00分～17時00分 NANSAYアスコン(株)アドバンテック南蔵アスコン工場：8時00分～17時00分 ： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	コンクリート(無筋)	南州砕石(株)吹上工場	日置市吹上町田尻4415	18.9km	アスファルト(掘削)	NANSAYアスコン(株)アドバンテック南蔵アスコン工場	南さつま市加世田川畑11799-1	11.4km													○	共通仕様書 ③1-1-39	251
工程	作業内容	分別解体等の方法																																												
①仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																												
②土工	土工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																												
③基礎工事	基礎工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																												
④本体構造	本体構造の工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																												
⑤本体付属物	本体付属物の工事 ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																												
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																											
コンクリート(無筋)	南州砕石(株)吹上工場	日置市吹上町田尻4415	18.9km																																											
アスファルト(掘削)	NANSAYアスコン(株)アドバンテック南蔵アスコン工場	南さつま市加世田川畑11799-1	11.4km																																											

工事施工条件明示

工事名：地域資源利活用施設整備事業 金峰ダム地区 8-1 工区

(令和8年1月版) 別紙-1

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																							
建設副産物	34: 建設汚泥の再生利用	・ 建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。 <table><tr><td>中間処理の場所</td><td>中間処理の方法</td><td>再生品の品質</td><td>利用用途</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table><tr><td>品質区分基準</td><td>指標等</td><td>試験回数</td></tr><tr><td>品質基準</td><td>コーン指数</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">生活環境保全上の基準</td><td>土壌環境基準(環境基本法)</td><td></td></tr><tr><td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td></td></tr></table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)		特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)		—	共通仕様書 ③1-1-39	250
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																								
品質区分基準	指標等	試験回数																										
品質基準	コーン指数																											
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																											
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																											
35: 建設汚泥の搬出	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○ ○ 処 分 場： △ △ 処 分 場： エコパーク鹿児島： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離									—	共通仕様書 ③1-1-39	251												
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																									
36: 根株、伐採木等の利用	①発生工事 ②利用工事		—	共通仕様書 ③1-1-40	252																							
	37: 舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。	○	共通仕様書 ③1-1-44	252																							
工事支障物件等	38: 支障物件(電柱、水道等)	・ 本工事における支障物件は、次のとおり。 <table><tr><td>支障物件名</td><td>番号等</td><td>数量</td><td>申請の状況</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支障物件名	番号等	数量	申請の状況																	—	特記事項	—			
支障物件名	番号等	数量	申請の状況																									
その他	39: 支給材料及び貸与品	・ 本工事における支給品は、次のとおりとする。 <table><tr><td>支給材料</td><td>規格</td><td>数量・単位</td><td>支給場所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所													—	共通仕様書 ①1-1-21	9							
支給材料	規格	数量・単位	支給場所																									
	40: 工事現場発生材	・ 下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。 <table><tr><td>現場発生材名</td><td>引渡場所</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	現場発生材名	引渡場所							—	共通仕様書 ①1-1-22	10															
現場発生材名	引渡場所																											
	41: 部分使用	・ 本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1) 部分使用範囲： (2) 部分使用目的： (3) 部分使用期間：	—	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-32	— 14																							

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する —：該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚塔、保安灯、回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 受注者は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。
なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 受注者は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還）

- 第10 受注者は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（報告義務）

- 第11 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告）

- 第12 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（監査及び実地調査）

- 第13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

（指示）

- 第14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができ、受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

- 第15 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

（漏えい等が発生した場合の責任）

- 第16 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。